

京都市代表監査委員規程の一部を改正する規程を公布する。

平成28年3月29日

京都市監査委員 中 村 三之助

同 鈴 木 正 穂

同 西 村 京 三

同 光 田 周 史

京都市監査委員規程第1号

京都市代表監査委員規程の一部を改正する規程

京都市代表監査委員規程の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

(職務)

第2条 代表監査委員は、監査委員としての職務のほか、次に掲げる職務を行う。

(1) 監査委員の庶務に関すること。

(2) 次に掲げる訴訟に関すること。

ア 代表監査委員又は監査委員の処分又は裁決に係る本市を被告とする訴訟

イ 住民訴訟の判決が確定した場合において、本市が市長に対し損害賠償又は不当利得返還の請求を目的として提起する訴訟

(3) 監査事務局の職員の任命権者としての権限の行使に関すること。

(4) 外部監査人の監査への協力に関すること。

(5) 監査委員協議会の会議の招集及び進行に関すること。

(6) 国、他の地方公共団体及び監査委員に関する諸団体との連絡及び調整に関すること。

(代理)

第3条 代表監査委員は、代表監査委員に事故があるとき、又は代表監査委員が欠けたときにその職務を代理すべき監査委員をあらかじめ指定しておくものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(監査事務局)